

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を目的に、「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」が2005年4月より施行され、2014年4月に改正されました。

当社では法の施行当初より第1期から第6期の各行動計画に基づいた仕事と子育ての両立支援に取り組んでおり、2015年には東京労働局より2回目の次世代認定マーク（くるみん）を取得いたしました。また、前第7期においてはライフサポート休暇の取得要件拡大やカフェテリアプランの導入等、育児に対するニーズを踏まえた制度改定を行い、更に働きやすい環境づくりに努めて参りました。

今般、2019年4月からの2年間を期間とする第8期行動計画を次の通り策定しましたので、お知らせいたします。当計画に基づき、今後も引き続き従業員の仕事と子育ての両立支援に取り組んで参ります。



### 第8期行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年4月1日から2021年3月31日までの2年間
2. 内容

**目標1 当社の育児関連諸制度について周知を行い、各種制度の利用促進を図る。**

#### <対策>

- |          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 2019年4月～ | ・従業員への周知（統合OA・NIKKY、社内研修会等の活用） |
| 2021年3月  | ・職制への周知・教育（研修会での制度内容の周知等）      |

**目標2 年次有給休暇の取得日数の向上・フレックスタイム制の利用により総実労働時間の縮減を図る。**

#### <対策>

- |          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 2019年4月～ | ・年5日以上の年次有給休暇取得推進日を設定          |
| 2021年3月  | ・フレックスタイム制の利用による業務の繁閑に応じた働き方推進 |

**目標3 男性を含めた育児関連制度の利用率向上を図る。**

#### <対策>

- |          |  |
|----------|--|
| 2019年4月～ | ・育児目的でのライフサポート休暇など取得しやすい制度の利用を促進することで、男性を含めた育児関連制度の利用率向上 |
| 2021年3月  |  |